平成２２年（フ）第６３９号
川崎市幸区新川崎６番１―504号
債務者　須田　貞子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
川崎市川崎区池田２丁目２番12―303号　サンハイツ川崎
債務者　數藤　政明
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
川崎市中原区上新城１丁目４番46―102号　メゾンさつき
債務者　長瀬　正尚
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
川崎市宮前区菅生３丁目44番10号　ちとせハイツＣ
債務者　中越　仁三
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
川崎市多摩区東生田４丁目３番８―202号
債務者　齊藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
川崎市多摩区中野島１丁目15番４号
債務者　横山　恵子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
川崎市川崎区南町７番地１　メイゾン川崎301
債務者　後藤千津子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
川崎市高津区久地２丁目10番30号　サンハイツ多摩川208、前住所川崎市高津区北見方１丁目７番25号　茂ハイツ101
債務者　石丸　康夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
川崎市川崎区桜本２丁目39番２―301号　市営住宅
債務者　恩田　照夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
川崎市多摩区布田29番３―302号
債務者　岡本久美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７００号
川崎市多摩区南生田７丁目25番５号
債務者　草嶋　郁恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
川崎市中原区上丸子八幡町1485番地　ゆたか荘10号
債務者　村上　文夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
川崎市宮前区野川1153番地　ヴィラコート202
債務者　古澤　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
愛知県岡崎市福岡町字上流２番地２
債務者　浅井　猶記
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係